

令和5年度

幼稚園・幼保連携型認定こども園

## 新規採用教員研修実施計画

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| I   | 幼稚園等新規採用教員研修実施要綱         |
| II  | 幼稚園等新規採用教員研修実施要綱細目       |
| III | 幼稚園等新規採用教員研修に係る研修指導員設置要綱 |
| IV  | 令和5年度 園外研修年間計画表          |
| V   | 幼稚園等新規採用教員研修に係る書類の提出     |
| VI  | 提出書類の流れ<br>提出書類様式        |

長野県  
長野県教育委員会

# 1 教員育成指標作成の経緯

「長野県教員研修体系」(平成 25 年 11 月策定)には、長野県の教員に求められる資質能力として、次の A～E の資質能力が示されています。

- A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解
- B 確かな人権意識と共感力
- C 地域社会と連携・協働する力
- D 目標実現に向け、柔軟に対応する力
- E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能

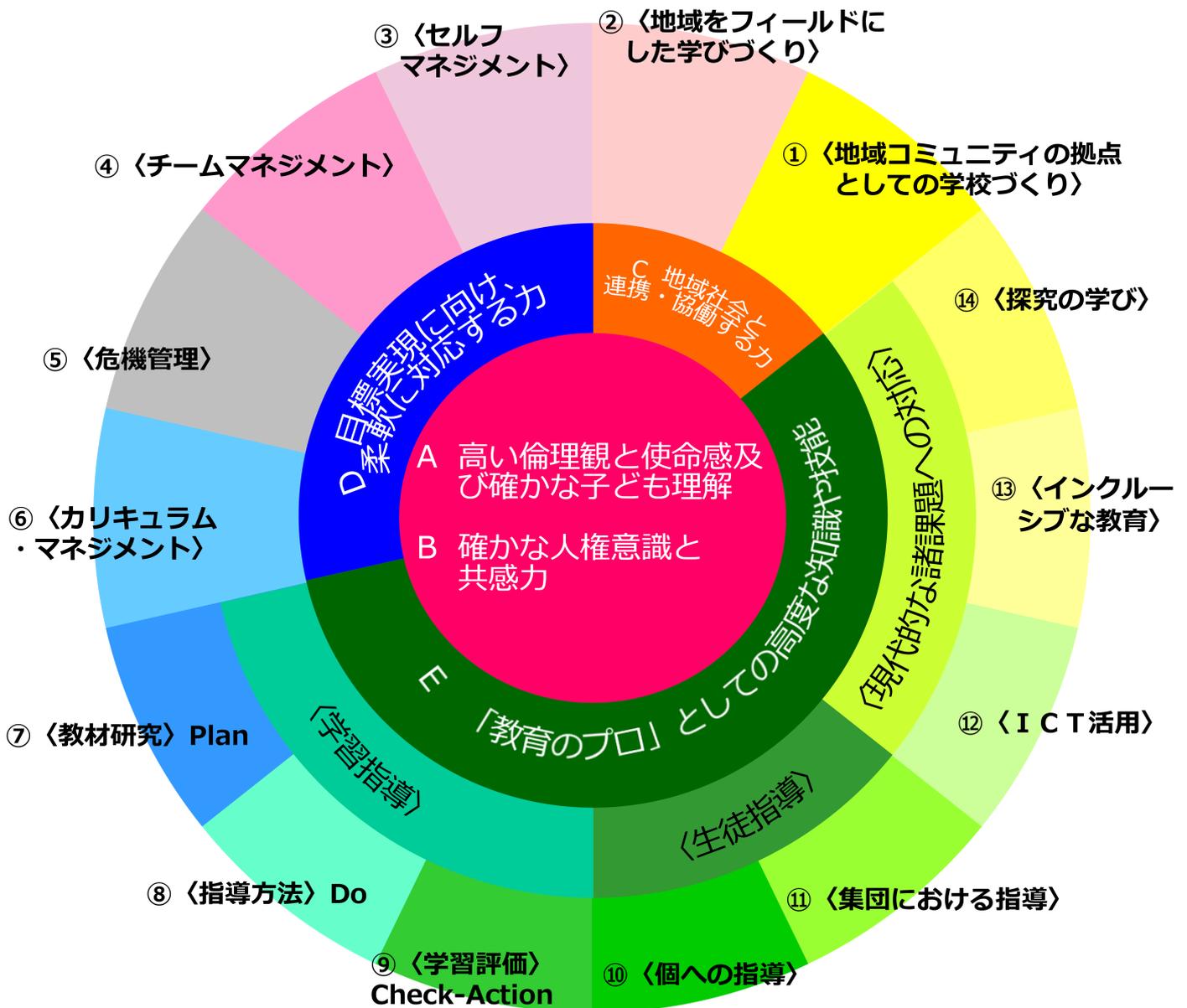
この「求められる資質能力」を「理念指標」と「実務指標」に分けました。「理念指標」とは、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る資質能力であり、「実務指標」とは、経験や研修を積むことで高めていく資質能力です。

このうち、「実務指標」について、キャリアステージに応じて高まるものとし、指標化することにしました。



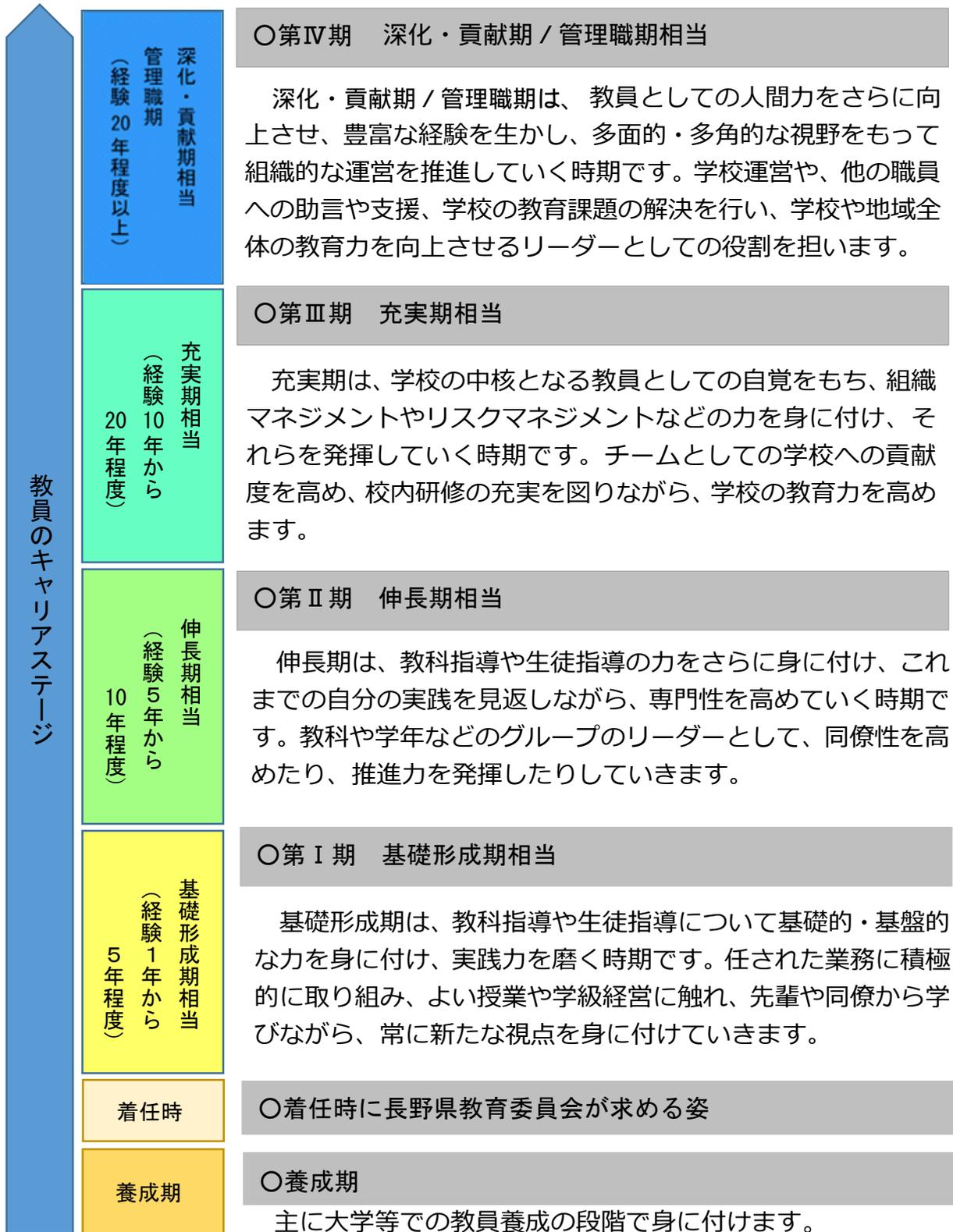
## 2 実務指標を支える14のスキル

5つの求められる資質能力について、下図のように整理しました。まず、繰り返し自覚し絶えず意識化を図る、「A 高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解」「B 確かな人権意識と共感力」の2つの資質能力を中核にし、教職キャリアの基盤としました。また、その周囲に、経験や研修を積むことで高めていく、「C 地域社会と連携・協働する力」「D 目標実現に向け、柔軟に対応する力」「E 「教育のプロ」としての高度な知識や技能」の3つの資質能力としました。さらに、これらを支えるスキルとして、14のスキルを位置付けました。



### 3 教員のキャリアステージ

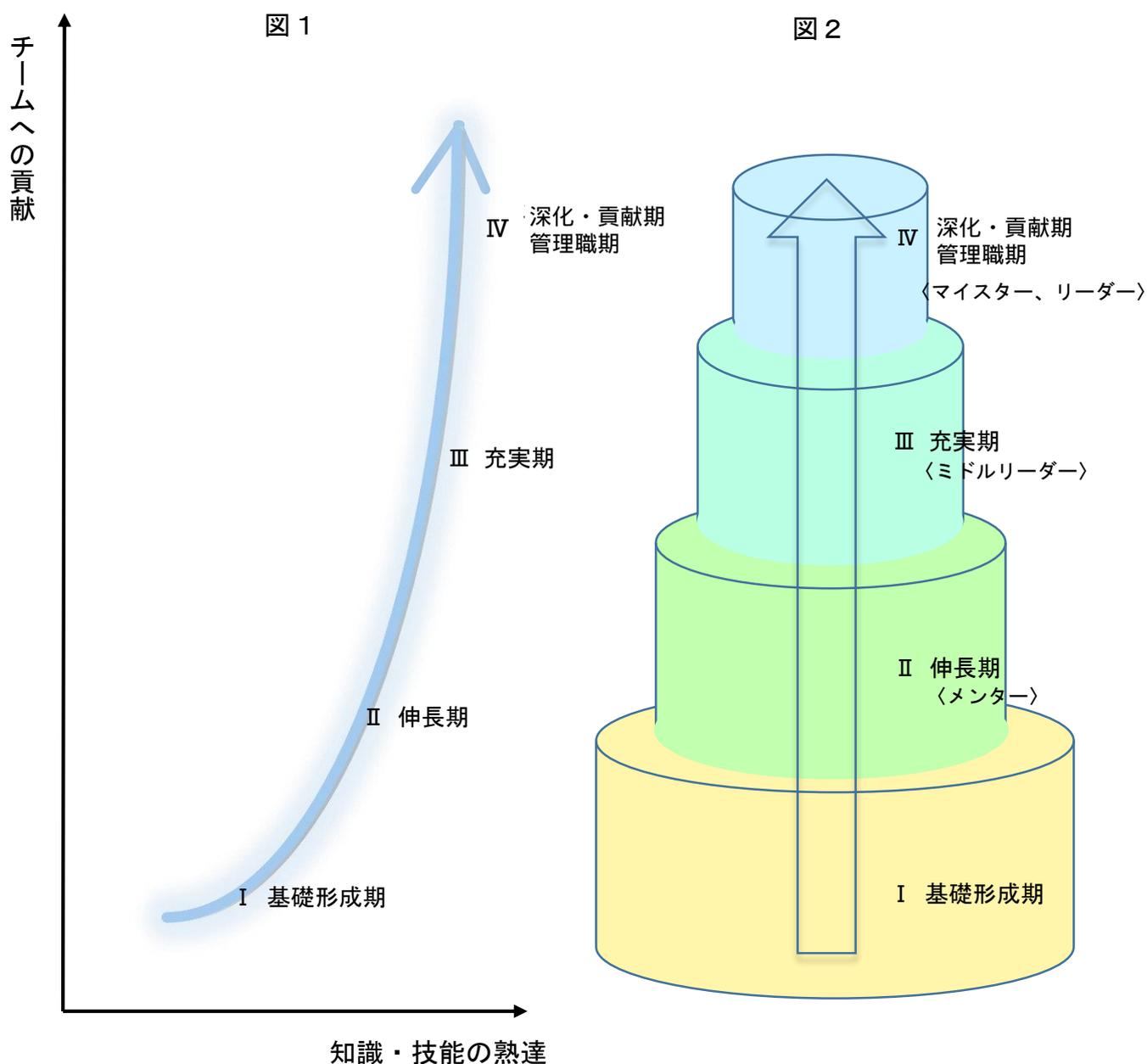
長野県では、教員のキャリアステージを「養成期」、「基礎形成期」、「伸長期」、「充実期」、「深化・貢献期 / 管理職期」に区分し、それぞれのキャリアステージの高まりを示しています。スキルの向上は、必ずしも年代や経験年数によるものではないので、「相当」という言葉を用いて幅をもたせています。



教員育成指標では、それぞれの資質能力を支えるスキルごとに、「チームとしての学校」の一員として、教員が各ステージで果たす役割に着目してスキルの高まりを表しています。第Ⅰ期、第Ⅱ期は、主に知識・技能の熟達が高まり、第Ⅲ期、第Ⅳ期は、主にチームへの貢献が高まっていきます。(図1)

また、第Ⅰステージが土台となり、それに第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳステージが積み重なってスキルが高まっていくことをイメージして表しています。

(図2)



I 基礎形成期相当  
(経験1年から5年程度)

# 長野県教員育成指標

理念指標		求められる資質能力			
		繰り返し自覚し絶えず意識化を図る資質能力	<p>A 高い倫理観と使命感及び及び確かな子ども理解</p> <p>B 確かな人権意識と共感力</p>		
経験や研修を積み重ねていく資質能力	求められる資質能力		資質能力を支えるスキル	キャリアステージで身に付けるスキル	
	C	連地域・社会と協働とする力	<p>地域コミュニティの拠点としての学校づくり</p> <p>地域をフィールドにした学びづくり</p>	<p>・地域の活動や行事に積極的に参加したり、地域の方と交流したりして、地域理解に努める。</p> <p>・地域素材を教材化したり、地域での体験学習を取り入れたりして、児童生徒が地域を理解し、そのよさを実感できるようにする。</p>	
実務指標	D	目標実現に向け、柔軟に対応する力	セルフマネジメント	<p>・ワークライフバランスを重視し、健康や時間を自ら管理しながら、職務に向かうコンディションを維持する。</p> <p>・自己課題に沿った研修を実施し、周囲の助言や自己の振り返りをもとに、成長し続けようと努力する。</p>	
			チームマネジメント	<p>・チームの一員としての自己の役割を自覚し、任せられた職務に対して誠実に取り組む。</p> <p>・チームの目標を理解し、同僚と協力して目標実現に向けて努力する。</p>	
			危機管理	<p>・信頼される学校を実現する上で、危機管理やコンプライアンスが欠かせないことを理解し、危機の未然防止や発生時の対応に確実に取り組む。</p>	
			カリキュラム・マネジメント	<p>・日々の教育活動を「目標-内容-方法-評価」のセットで捉え、意図的・計画的に実践する。</p>	
	E	「教育のプロ」としての高度な知識や技能	学習指導	教材研究 (Plan)	<p>・教科等の特質に応じた「見方・考え方」を活用して、「知識・技能」を確実に身に付ける授業を構想する。</p> <p>・「習得-活用-探究」の学びの過程を通して、児童生徒が「思考力・表現力・判断力等」を高めていく単元を構想する。</p>
				指導方法 (Do)	<p>・「授業がもっとよくなる3観点」や「信州“Basic”」を踏まえた授業を確実に行う。</p> <p>・「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善に取り組み、児童生徒の個性に応じた質の高い深い学びを引き出す。</p>
				学習評価 (Check-Action)	<p>・「目標に準拠した評価」により一人一人の学習状況を把握し、適切なフィードバックを行って内容の確実な定着を図る。</p> <p>・児童生徒が自己評価を行うことを学習活動に位置付け、学習内容の価値や自己の高まりに気づかせる。</p>
			生徒指導	個への指導	<p>・児童生徒の内面を共感的に理解し、信頼関係を構築する。</p> <p>・保護者や同僚と連携し、児童生徒を取り巻く環境や抱えている課題を的確に把握し、指導に生かす。</p>
				集団における指導	<p>・集団生活を送る上でのルールづくり、人間関係づくりを通して、児童生徒の社会的スキルを高める。</p> <p>・自発的・自治的な活動を重視し、児童生徒の集団への所属感や連帯感、問題解決力を高める。</p>
			現代的な諸課題への対応	ICT活用	<p>・学習目標の達成や校務の効率化に向け、ICT端末やクラウド等を効果的に活用する。</p> <p>・児童生徒の発達段階に応じ、具体例に基づいた情報モラルの指導を行う。</p>
インクルーシブな教育	<p>・認知などの特性や発達障がい、合理的配慮等に関する基本的な知識や考え方を身に付け、児童生徒の実態や教育的ニーズを踏まえ一人一人に応じた支援を行う。</p> <p>・授業のユニバーサルデザイン化に取り組む。</p>				
探究の学び	<p>・探究の過程を生み出す手法を身に付け、ファシリテーターとして、探究の学びの実現に取り組む。</p> <p>・児童生徒や地域の実態に基づき、総合的な学習の時間(小中)、総合的な探究の時間(高)のねらいを実現する学習プランを作成する。</p>				

# 保育者育成指標1.2

(参考資料)

令和4年4月1日現在

各キャリアステージ	保育者としての姿勢										指導力向上				保護者や地域との共育				園の運営力・組織貢献力			健康・安全	
	①自己実現	②愛情深い保育	③子ども理解	④援助・支援	⑤環境の構成	⑥教材研究	⑦やまほいく	⑧指導計画の作成と保育展開・評価	⑨関係諸機関との連携	⑩園・小の接続	⑪教育・保育実習指導	⑫保護者との連携・協力	⑬地域における子育て支援	⑭地域との連携	⑮園務分掌	⑯保護者間の連携	⑰健康・食育	⑱安全管理					
各キャリアステージ	保育者として自己実現の課題を自ら意識し、自己実現の向上を促すこととする	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して生活できる環境をつくることとする	乳幼児期の発達を理解し、一人一人の発達や個性を生かすよう保育を展開しようとする	一人一人の子どもの発達や個性、一人一人の発達や個性に合わせた援助を行うこととする	豊かな生活と子どもの主体性を保つための環境構成を行うこととする	乳幼児期の発達や学び、子どもの姿を踏まえ、教材を開発しようとする	子ども一人一人の自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす	要領や指針の内容に沿って指導を適切に展開しようとする	保護者や必要な機関と連携を取りながら、子どもの発達を支援しようとする	発達や学びの接続性を高めようとする	実習生を支援しようとする	在園児の保護者に対して子育てを支援しようとする	地域の子育て支援を推進しようとする	地域の人材や文化を活用し、特色ある保育を推進しようとする	園務分掌とその他の業務を分担し、企業・立派・実践しようとする	協力的な連携にむけて、創造的で、専門性の向上に参画しようとする	健康・食育の知識を踏まえ、実践しようとする	子どもが安心して過ごすことができない施設や遊具等の安全な環境を整え、危機に適切に対応しようとする					
IV 管理職期相当	自己課題をもち、自己実現の向上を図る	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して生活できる環境をつくることとする	乳幼児期の発達を理解し、一人一人の発達や個性を生かすよう保育を展開しようとする	一人一人の子どもの発達や個性、一人一人の発達や個性に合わせた援助を行うこととする	豊かな生活と子どもの主体性を保つための環境構成を行うこととする	乳幼児期の発達や学び、子どもの姿を踏まえ、教材を開発しようとする	子ども一人一人の自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす	要領や指針の内容に沿って指導を適切に展開しようとする	保護者や必要な機関と連携を取りながら、子どもの発達を支援しようとする	発達や学びの接続性を高めようとする	実習生を支援しようとする	在園児の保護者に対して子育てを支援しようとする	地域の子育て支援を推進しようとする	地域の人材や文化を活用し、特色ある保育を推進しようとする	園務分掌とその他の業務を分担し、企業・立派・実践しようとする	協力的な連携にむけて、創造的で、専門性の向上に参画しようとする	健康・食育の知識を踏まえ、実践しようとする	子どもが安心して過ごすことができない施設や遊具等の安全な環境を整え、危機に適切に対応しようとする					
III 充(経験者)期相当	自己課題をもち、自己実現の向上を図る	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して生活できる環境をつくることとする	乳幼児期の発達を理解し、一人一人の発達や個性を生かすよう保育を展開しようとする	一人一人の子どもの発達や個性、一人一人の発達や個性に合わせた援助を行うこととする	豊かな生活と子どもの主体性を保つための環境構成を行うこととする	乳幼児期の発達や学び、子どもの姿を踏まえ、教材を開発しようとする	子ども一人一人の自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす	要領や指針の内容に沿って指導を適切に展開しようとする	保護者や必要な機関と連携を取りながら、子どもの発達を支援しようとする	発達や学びの接続性を高めようとする	実習生を支援しようとする	在園児の保護者に対して子育てを支援しようとする	地域の子育て支援を推進しようとする	地域の人材や文化を活用し、特色ある保育を推進しようとする	園務分掌とその他の業務を分担し、企業・立派・実践しようとする	協力的な連携にむけて、創造的で、専門性の向上に参画しようとする	健康・食育の知識を踏まえ、実践しようとする	子どもが安心して過ごすことができない施設や遊具等の安全な環境を整え、危機に適切に対応しようとする					
II 伸(経験者)期相当	自己課題をもち、自己実現の向上を図る	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して生活できる環境をつくることとする	乳幼児期の発達を理解し、一人一人の発達や個性を生かすよう保育を展開しようとする	一人一人の子どもの発達や個性、一人一人の発達や個性に合わせた援助を行うこととする	豊かな生活と子どもの主体性を保つための環境構成を行うこととする	乳幼児期の発達や学び、子どもの姿を踏まえ、教材を開発しようとする	子ども一人一人の自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす	要領や指針の内容に沿って指導を適切に展開しようとする	保護者や必要な機関と連携を取りながら、子どもの発達を支援しようとする	発達や学びの接続性を高めようとする	実習生を支援しようとする	在園児の保護者に対して子育てを支援しようとする	地域の子育て支援を推進しようとする	地域の人材や文化を活用し、特色ある保育を推進しようとする	園務分掌とその他の業務を分担し、企業・立派・実践しようとする	協力的な連携にむけて、創造的で、専門性の向上に参画しようとする	健康・食育の知識を踏まえ、実践しようとする	子どもが安心して過ごすことができない施設や遊具等の安全な環境を整え、危機に適切に対応しようとする					
I 基(経験者)期相当	自己課題をもち、自己実現の向上を図る	子どもとの信頼関係を築き、子どもが安心して生活できる環境をつくることとする	乳幼児期の発達を理解し、一人一人の発達や個性を生かすよう保育を展開しようとする	一人一人の子どもの発達や個性、一人一人の発達や個性に合わせた援助を行うこととする	豊かな生活と子どもの主体性を保つための環境構成を行うこととする	乳幼児期の発達や学び、子どもの姿を踏まえ、教材を開発しようとする	子ども一人一人の自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす自然をばしめとす	要領や指針の内容に沿って指導を適切に展開しようとする	保護者や必要な機関と連携を取りながら、子どもの発達を支援しようとする	発達や学びの接続性を高めようとする	実習生を支援しようとする	在園児の保護者に対して子育てを支援しようとする	地域の子育て支援を推進しようとする	地域の人材や文化を活用し、特色ある保育を推進しようとする	園務分掌とその他の業務を分担し、企業・立派・実践しようとする	協力的な連携にむけて、創造的で、専門性の向上に参画しようとする	健康・食育の知識を踏まえ、実践しようとする	子どもが安心して過ごすことができない施設や遊具等の安全な環境を整え、危機に適切に対応しようとする					
求める時間に																							
0 期 養成期																							

一人一人の生きる力を育むため、遊びや生活を子どもと共に創造し、子育てを支える人間性豊かな保育者

保育者としての土台となるもの

※「インクルーシブ保育」②③④⑨は、保育士等キャリアアップ研修における「障がい児保育」に該当します。⑩⑬は、保育士等キャリアアップ研修における「マネジメント」に該当します。

# I 幼稚園等新規採用教員研修実施要綱

## 1 目的

教育公務員特例法附則第5条の規定に基づき、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園、幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」）の教諭、保育教諭（以下「教諭等」）に対して、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

## 2 実施内容

1の目的に基づき策定された研修を行う。

## 3 実施主体

長野県及び長野県教育委員会が実施する。

## 4 対象者等

- (1) この研修の対象者は別に定める。
- (2) 対象者は、園内研修年間10日間及び園外研修年間10日間を受けるものとする。
- (3) この研修の対象から除く者については、別に定める。

## 5 研修内容

新規採用教員研修の内容は、次の表のとおりとする。

研修内容		場 所	日数	備 考
園内研修	保育実践を通しての研修	在勤園	年間10日	・研修指導員による指導助言3日間 ・園内指導教員を中心とした園内のメンターチームによる指導助言7日間
園外研修	講義、演習、保育参観等による研修	総合教育センター 教育施設 その他	年間10日	・園長会等が計画し、県が共催する研修会を含む。 ・参加を希望する私立幼稚園の新規採用教員は参加することができる。

## 6 研修計画

長野県及び長野県教育委員会は、研修について必要な事項を定めた年間研修計画を作成する。  
この研修の対象者が該当する幼稚園等の園長は、園外研修との関連に配慮し、研修指導員と連携・協力のうえ、園内研修についての研修計画を作成する。

## 7 研修指導員

園内研修における新規採用教員に対する指導及び助言を行うとともに、園内指導教員を中心とした園内のメンターチーム（新規採用教員、若手、ミドル、ベテラン等が互いに学び合う中、それぞれの教員が新規採用教員に関わって指導を行う）へ指導を行うため、研修指導員を置く。  
（Ⅲ幼稚園等新規採用教員研修に係る研修指導員設置要綱参照）

## 8 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。	この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。	この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。	この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。	この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	

## Ⅱ 幼稚園等新規採用教員研修実施要綱細目

### 1 新規採用教員研修の対象となる新任教員

(1) 新規採用教員研修の対象は、公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新規採用教員及び、保育所等からの異動により、初めて幼稚園等の教諭等になる者。

(2) ただし、次に該当する者は除く。

ア 臨時的に任用された者

イ 教諭、保育教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者に限る)として、国立、公立又は私立の学校(大学及び高等専門学校を除く)において引き続き1年を超える期間勤務した経験を有する者で、任命権者が教諭等の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認める者

### 2 研 修

#### (1) 園内研修

ア 園内研修は、在勤園において実施するものとする。

イ 新規採用教員は、園内研修において研修指導員、園内指導教員による指導及び助言を受けるものとする。

ウ 園内指導教員を中心に、若手、ミドル、ベテラン等、園内の教員が新規採用教員に関わり、互いに学び合うメンターチームを運営する。メンターチームは、研修指導員による指導及び助言を受けるものとする。

#### (2) 園外研修

ア 園外研修のうち、必修の研修については、長野県及び長野県教育委員会が主催するものとする。

イ 園外研修は、園長会等が計画し、長野県及び長野県教育委員会が認める研修を含む。

#### (3) その他

ア 幼稚園等においては、当該研修の他、所属の教員(園長及び教頭を含む)による指導等を行い、新規採用教員がその職務を遂行するに当たって必要な事項が習得されるよう配慮する。

イ 公立幼稚園等の新規採用教員を対象にする研修が行われる場合、私立幼稚園等の新規採用教員は、任命権者が必要と認めた場合は、参加することができる。

### 3 対象者の報告

#### (1) 公立幼稚園

公立幼稚園をおく市町村又は市町村教育委員会(以下「関係市町村等」)は、「受講対象者報告書」(様式2)を、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課へ提出する。

#### (2) 公立幼保連携型認定こども園

公立幼保連携型認定こども園をおく関係市町村等は、「受講対象者報告書」(様式2)を、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課へ提出する。

### 4 その他

私立幼稚園等の設置者又は園長は、長野県及び長野県教育委員会が主催する研修に参加を希望する場合、「研修計画書」(様式1の1)に必要な事項を記入し、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課へ提出する。

### Ⅲ 幼稚園等新規採用教員研修に係る研修指導員設置要綱

#### 1 趣 旨

この要綱は、幼稚園等新規採用教員研修実施要綱に基づき、公立幼稚園等の園内研修に係る研修指導員の設置及び服務等に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 2 所 属

公立幼稚園の新規採用教員を担当する研修指導員は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に置き、公立幼保連携型認定こども園の新規採用教員を担当する研修指導員は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課に置く。

#### 3 任 用

##### (1) 採 用

長野県及び長野県教育委員会は、必要と認める場合において、次の各項のいずれにも該当する者で、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の各号の規定に該当しない者のうちから、1年を超えない期間を任期として、研修指導員を任命する。

ア 教育職員免許法に基づく幼稚園教員免許状又は小学校教員免許状を有する者

イ 教育の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

##### (2) 派 遣

長野県及び長野県教育委員会は、関係幼稚園等園長及び所管教育委員会から研修指導員の派遣の申請があったときは、研修指導員を派遣する。

#### 4 解 職

長野県及び長野県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修指導員を解職することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 研修指導員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 5 服 務

研修指導員は、当該幼稚園等一園につき、年間3日間の園内研修指導に当たる。必要に応じて数園を担当することができる。

なお、勤務時間は1日7時間45分を原則とし、その都度「研修指導員勤務状況整理簿」（様式7）に記入する。

「研修指導員勤務状況整理簿」は、年度末に、公立幼保連携型認定こども園の新規採用職員を担当する研修指導員は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課に、公立幼稚園の新規採用職員を担当する研修指導員は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に提出する。

#### 6 報 酬 等

研修指導員の報酬等については、次によるものとする。

(1) 研修指導員に係る費用は、長野県及び長野県教育委員会の負担とする。

(2) 報酬、通勤に係る費用弁償の額については、別に定めるところにより支給する。

(3) 通勤に係る費用弁償を除く費用弁償は、一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）に基づき支給する。

#### 7 補 則

この要綱の実施に関すること等については、必要な都度、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## Ⅳ 令和5年度 新規採用教員研修園外研修年間計画表

### 1 長野県及び長野県教育委員会主催の研修（3日間 必修）

研修名	期 日	会場・方法	研 修 内 容	主 催
初任研 スタート研修	4月11日（火）	長野県 総合教育センター	・教師の使命及び任務を理解する研修 ・午前は義務教職員と合同、午後は保育者のみで保育の基礎基本を学ぶ	長野県総合教育センター
参観研修	5月19日（金）	安曇野市立 穂高幼稚園	・参観 ・園長講話 ・先輩教諭との懇談（保育研究会）	信州幼児教育支援センター
カウンセリング 研修	11月6日（月）	長野県 総合教育センター	・講義「カウンセリングの基本」 ・演習「グループエンカウンターについて」	信州幼児教育支援センター

### 2 幼稚園等新規採用教員が園外研修として参加する研修（7日間 選択）

研 修 名	期 日	会 場	研 修 内 容	主 催
幼年教育教育 課程研究協議会	中南信会場 11月2日（木）	木曾 木祖小学校 とちのみ保育園	・幼年教育教育課程研究協議会 幼保小連携の授業参観・研究会 ・会場校園の計画による *会場校へ申込願います。	学びの改革支援課
	東北信会場 9月13日（水）	佐久 岸野小学校 岸野保育園		
フィールド研修	未定 （4日間）	未定	・遊びを中心とした保育を実践する園において園種を越えて学び合う研修 *幼児教育支援センターへ問合せ願います。	信州幼児教育支援センター
キャリアステージ 研修 （Ⅰ基礎形成期）	5月11日（木）	オンライン開催	・経験1年から3年の保育者を対象にした幼児教育の基礎について学ぶ研修 *4/28までに幼児教育支援センターへ申込願います。	信州幼児教育支援センター
幼児教育 基本	7月14日（金）	長野県 総合教育センター	・幼児教育の理論や実践の基本について学ぶ研修 *4/21までに総合教育センターへ申込願います。	長野県総合教育センター
動ける体をつくる 幼児期の運動指導	9月9日（土）	飯田市	・長野県版運動プログラム普及講座 ・運動遊び 等 *4/21までに総合教育センターへ申込願います。	体育センター
	10月14日（土）	上田市		
各地区 幼年教育研究会	10月～11月	各地区における 幼稚園・保育園・ 小学校の会場校園	・幼保小連携の授業参観・研究会 *学びの改革支援課へ問合せ願います。	各地区 幼年教育研究会
国公立幼稚園 研究協議会①	5月29日（月）	松本市立 松本幼稚園	・幼児教育についての講話・読み聞かせ *原則、本研修は公立幼稚園等対象者のみ参加可	国公立幼稚園長会
国公立幼稚園 研究協議会②	7月31日（月）	安曇野市立 穂高幼稚園	・コミュニケーション研修 *原則、本研修は公立幼稚園等対象者のみ参加可	国公立幼稚園長会
公立幼稚園教育課 程研究協議会	10月25日（水）	松本市立 本郷南幼稚園	・保育参観・研究協議 *原則、本研修は公立幼稚園等対象者のみ参加可	国公立幼稚園長会 学びの改革支援課

◎1の研修3日間と、2の研修の中から7日間を選択し、計10日間研修することとします。  
（フィールド研修は、4日分の受講として計算します）

◎やむを得ない事情で、必修の研修への参加が難しい場合は、幼稚園の対象者は学びの改革支援課へ、幼保連携型認定こども園の対象者はこども・家庭課へ、それぞれ所属長を通じてご相談ください。

◎保育士及び私立幼稚園・認定こども園に所属する教諭等の参加については、会場使用料金等が発生する場合があります。申込みの際に御確認ください。

### 3 参加申込

- ①「研修計画書」（様式1）に必要事項を記入の上、4月14日（金）までに、関係市町村等に1部提出すること。
- ②「幼稚園等新規採用教員が園外研修として参加する研修」については、それぞれの主催に申込み、または問い合わせ願います。（長野県総合教育センターの研修は、電子システムでの申込みとなります。申込方法については、長野県総合教育センターの「研修講座案内」を確認し、申込み願います。）

## V 新規採用教員研修に係る書類の提出

### 1 対象者の報告

公立幼稚園等を置く関係市町村等は、対象者の有無について、「受講対象者報告書」（様式7）を令和5年3月23日（木）正午までに、公立幼稚園の対象者は長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（以下、「学びの改革支援課」という）長宛に、公立幼保連携型認定こども園の対象者は長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課（以下、「こども・家庭課」という）長宛に提出すること。市町村の事情により提出が間に合わない場合は、公立幼稚園の対象者は学びの改革支援課担当者に、公立幼保連携型認定こども園の対象者はこども・家庭課担当者に連絡すること。

### 2 研修指導員について

公立幼稚園を担当する研修指導員は学びの改革支援課から、公立幼保連携型認定こども園を担当する研修指導員はこども・家庭課から、それぞれ派遣するものとする。

### 3 研修計画書の提出

対象者のいる園長は、「研修計画書」（様式1）を令和5年4月14日（金）までに、関係市町村等に提出する。関係市町村等は、園長から出された「研修計画書」（様式1）に基づき、対象者ごとに「研修計画書」（様式1）を完成させる。この場合において、関係市町村等は、完成した「研修計画書」（様式1）を保管し、その写しを、園に送付するとともに、令和5年4月18日（火）までに、学びの改革支援課又はこども・家庭課長宛に提出すること。なお、提出された書類をもとに園外研修の申込等の確認を行うため、提出期限を厳守すること。

### 4 研修報告書の提出

対象者のいる園長は、園内、園外の研修が全て終了したら、速やかに「研修報告書」（様式8）を関係市町村等に提出する。関係市町村等は、保管するとともに、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛に、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出すること。

### 5 研修指導員勤務状況整理簿の提出

研修指導員は、園内研修指導がすべて終了したら、速やかに「研修指導員勤務状況整理簿」（様式7）を、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛に、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出すること。

### 6 研修猶予に係る書類の提出

- (1) 公立幼稚園等の新規採用教員が健康上の理由等で、長期間にわたり研修が受けられない場合は、本人より「幼稚園等新規採用教員研修猶予願」（様式3）を所属の園長へ提出する。
- (2) 「幼稚園等新規採用教員研修猶予願」の提出があったときは、園長は「園長の意見」を添えて、関係市町村等へ提出する。
- (3) 関係市町村等は「幼稚園等新採研猶予願承認通知」（様式4）を作成し、当該園長経由で本

人に通知するとともに、「幼稚園等新採研猶予願承認報告」（様式5）に「幼稚園等新規採用教員研修猶予願」（様式3）の写しを添えて、公立幼稚園は学びの改革支援課長宛てに、公立幼保連携型認定こども園はこども・家庭課長宛に提出する。

## 7 欠席届の提出

- (1) 園外研修実施日に、健康上の理由等により出席できなくなった場合、当該園長は速やかにその旨を、研修の主催者に連絡する。
- (2) 当該園長は、事前もしくは事後に、関係市町村等に「園外研修欠席届」（様式6）を提出すること。関係市町村等は保管するとともに、その写しを学びの改革支援課又はこども・家庭課に提出すること（8ページ参照）。
- (3) センター研修（長野県総合教育センター・体育センター）の研修については長野県総合教育センターHP（<https://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/>）から、当該園長が欠席・遅刻・早退に係る電子申請を行う。その際、送信直後の画面から出力可能なPDFファイル【様式60号】を出力し、所属園で保管するとともに、必修研修については関係市町村等に提出する。選択研修については、【様式60号】を所属園で保管するとともに、「園外研修欠席届」（様式6）を関係市町村等に提出する。関係市町村等は、保管するとともに、その写しを学びの改革支援課又はこども・家庭課に提出すること（9ページ参照）。

## 8 代替研修について

やむを得ない事情で、必修の研修への参加が難しい場合は、幼稚園の対象者は学びの改革支援課へ、幼保連携型認定こども園の対象者はこども・家庭課へ、それぞれ所属長を通じて相談し、必要に応じて代替研修を行うこと。

### Ⅲ 関係書類の提出の流れ

#### 1 関係書類の提出一覧表

幼稚園等	研修計画書（様式1） ※提出期限 令和5年4月14日（金）	関係市町村等（保管）	対象者の報告書（様式2） 提出期限 令和5年3月23日（木） 正午	学びの改革支援課（幼稚園分） / こども・家庭課（認定こども園分）
	研修を欠席する場合 （センター研修を除く） 園外研修欠席届（様式6） ※事前もしくは事後 ※園外研修欠席届の提出とは別に、 研修の主催者に連絡を行うこと。		研修計画書（様式1） 提出期限 令和5年4月18日（火）	
	研修終了後 研修報告書（様式8） ※全ての計画終了後		園外研修欠席届 （様式6） 受領整理後	
			研修報告書（様式8） 受領整理後	

#### 2 猶予願提出の流れ

幼稚園等	新規採用教員研修猶予願 （様式3）	関係市町村等（保管）	新規採用教員研修猶予願 （様式3）	学びの改革支援課（幼稚園分） こども・家庭課（認定こども園分）
	研修猶予願承認通知 （様式4）		研修猶予願承認報告 （様式5）	

### 3 長野県総合教育センター・体育センターが主催となっている研修を欠席する場合

長野県総合教育センター・体育センターが主催となっている研修については、欠席・遅刻・早退に係る電子申請を行う。

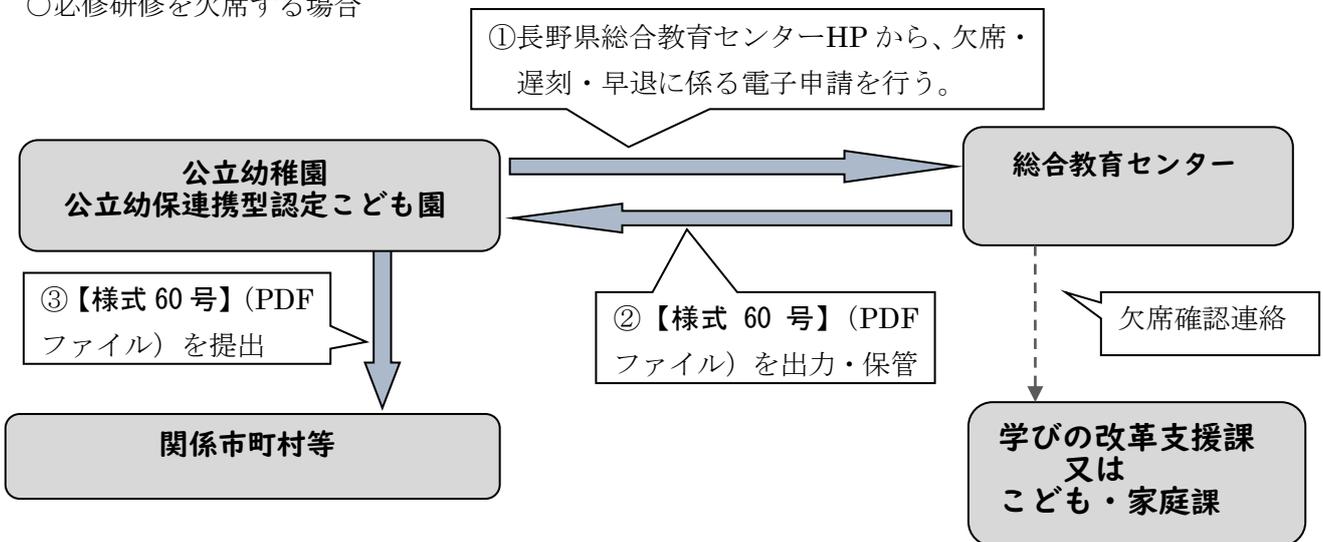
ただし、研修日まで1週間に満たない場合の欠席連絡については、電子申請と併せて、次のように連絡する。

①公立幼稚園における受講者は、長野県総合教育センター教職教育部（0263-53-8804）及び学びの改革支援課（026-235-7434）へ電話連絡を行う。

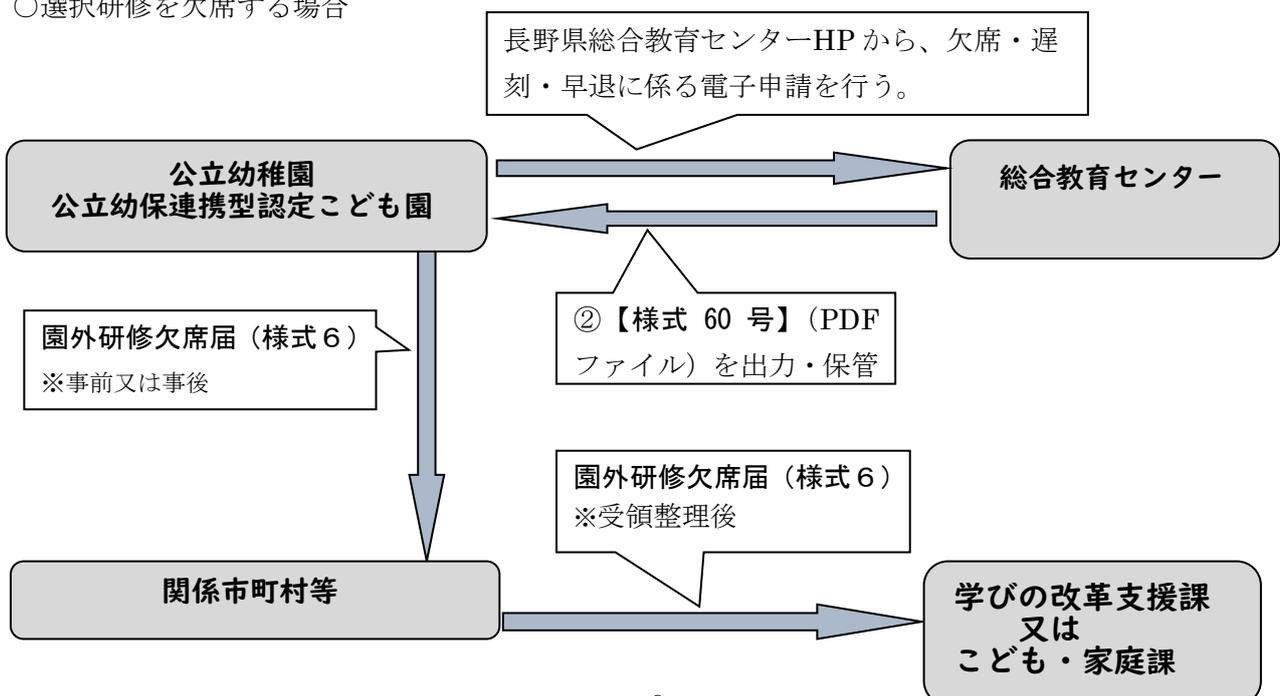
②公立認定こども園における受講者は、長野県総合教育センター教職教育部（0263-53-8804）及びこども・家庭課（026-235-7098）へ電話連絡を行う。

※体育センター研修についても、長野県総合教育センター教職教育部（0263-53-8804）へ電話連絡を行う。

#### ○必修研修を欠席する場合



#### ○選択研修を欠席する場合



# 研 修 計 画 書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_市町村\_\_\_\_\_課

長野県教育委員会事務局  
 学びの改革支援課長 様  
 長野県県民文化部子ども若者局  
 子ども・家庭課長 様

← 必要に応じて  
 選択してください。

園名  
 所在地  
 園長名

次のとおり報告します。

新規採用教員氏名	担当学年
	歳児

○ 園外研修 ※ 1～3 (必修) の 3 日間と、4～12 から 7 日間選択し、計 10 日間の研修をすることとする

研 修 名	月 日	会 場 開催方法	主な研修内容	参加予定 (○印)
1 スタート研修 (必修)	4 11	オンライン開催	【受講必須】 教師の使命についての講義 等	
2 参観研修 (必修)	5 19	穂高幼稚園	【受講必須】 保育参観 園長講話 懇談 等	
3 カウンセリング研修 (必修)	11 6	県総合教育センター	【受講必須】 カウンセリングの講義 等	
4 幼年教育教育課程 研究協議会	9 13	岸野小	保育・授業参観 研究会参加	
	11 2	木祖小		
5 フィールド研修		オンライン開催 (年間 4 回)	保育参観 保育カンファレンスへの参加	
6 キャリアステージ 研修	5 11	オンライン開催	幼児教育の基礎についての 講義 等	
7 幼児教育 基本	7 14	県総合教育センター	幼児教育の講義 等	
8 動ける体をつくる 幼児期の運動指導	9 9	飯田市	長野県版運動プログラム 体ほぐしの運動等の講座	
	10 14	上田市		
9 各地区幼年教育 研究会		各地区	各地区の計画による	
10 国公立幼稚園 研究協議会①	5 29	松本幼稚園	音楽指導等にかかわる研修 (園長会の計画による)	
11 国公立幼稚園 研究協議会②	7 31	穂高幼稚園	読み聞かせにかかわる研修 (園長会の計画による)	
12 公立幼稚園教育 課程研究協議会	10 25	本郷南幼稚園	保育参観・研究会参加	

## ○ 園内研修

(園)

	月	日	主な研修事項	研修指導員による指導	備考
1					
日					
2					
日					
3					
日					
4					
日					
5					
日					
6					
日					
7					
日					
8					
日					
9					
日					
10					
日					

※研修指導員による指導を受ける日は、該当欄に○をつけること（3日間）。

## ○ その他（要望、特殊事情、特記事項）

上記の内容を、貴園研修対象者

の研修として認めます。

年 月 日

市・町・村 （代表者役職名・氏名）

様式 2

令和5年度 幼稚園等新規採用教員研修受講対象者報告書

令和 年 月 日

長野県教育委員会 様  
長野県 様

必要に応じて  
選択してください。

所属等を記入し  
てください。

この研修の受講対象者について、次のとおり報告します。

園名	氏 名 等	採用年月日	免許状の種類	経験の有無
	ふりがな (氏名) _____ (生年月日) 年 月 日	昭和/平成/令和 . . .		新 卒 保育士 ( 年) その他 ( )
	ふりがな (氏名) _____ (生年月日) 年 月 日	昭和/平成/令和 . . .		新 卒 保育士 ( 年) その他 ( )

担当課名 \_\_\_\_\_ 事務担当者名 \_\_\_\_\_ 電話 ( )

提出期限 令和5年3月23日(木)正午

様式 3

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_園 氏名\_\_\_\_\_ (該当者)

幼稚園等新規採用教員研修猶予願

下記のとおり、新規採用教員研修を受けることが困難であるため、この研修の受講猶予をお願いします。

記

新規採用教員研修対象者の氏名	
猶予を受けようとする具体的理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予解除の予定	年 月 日

園長の意見
_____園長_____

様式 4

第 号  
令和 年 月 日

\_\_\_\_\_園長  
\_\_\_\_\_様

\_\_\_\_\_市町村\_\_\_\_\_課\_\_\_\_\_

幼稚園等新規採用教員研修猶予願承認通知

令和 年 月 日付けで猶予願のありましたこのことについては、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

新規採用教員研修 猶予者氏名	必要に応じて 選択してください。	教諭
		保育教諭
猶予期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	

様式 5

第 号  
令和 年 月 日

長野県教育委員会事務局  
学びの改革支援課長 様  
長野県県民文化部こども若者局  
こども・家庭課長 様

必要に応じて  
選択してください。

\_\_\_\_\_市町村\_\_\_\_\_課\_\_\_\_\_

幼稚園等新規採用教員研修猶予願承認報告

令和 年 月 日付けで猶予願があり、承認しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 園名
- 2 新規採用教員研修猶予者氏名
- 3 猶予期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 猶予を承認した具体的理由

様式 6 【提出用】

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_市教育委員会 様  
\_\_\_\_\_市 \_\_\_\_\_課 様

必要に応じて  
選択してください。

\_\_\_\_\_園長\_\_\_\_\_

園外研修欠席届

下記のとおり、園外研修を欠席しました（します）ので報告します。

記

園外研修欠席者氏名	
欠席した（する）日	令和 年 月 日
園外研修名	
欠席の理由及び 園長の所見	

※選択研修を欠席する場合は、以下に代替として参加する予定の研修を記入する。

研修名	期日	主催

様式 6 【記入例】

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市教育委員会 様

〇〇立〇〇園長 長野 太郎

園外研修欠席届

下記のとおり、園外研修を欠席しますので報告します。

記

園外研修欠席者氏名	松本 花子
欠席した（する）日	令和〇〇年〇月〇日
園外研修名	〇〇研修
欠席の理由及び 園長の所見	体調不良のため欠席します。

※選択研修を欠席する場合は、以下に代替として参加する予定の研修を記入する。

研修名	期日	会場
△△△研修	令和△年 △月△日	オンライン

## 研修指導員勤務状況整理簿

月 日	勤務時間	勤務園名	園長氏名
計	日	時間	

上記のとおり勤務しました。

研修指導員氏名 \_\_\_\_\_

新規採用教員研修報告書

園名	園	対象者氏名
報告事項	園内研修	園外研修
	<p><b>園内研修実施状況</b> ※簡条書きで記入する</p> <p>月 日</p> <p>研修指導員による指導を受けた日は、<input type="checkbox"/>に<input checked="" type="checkbox"/>を入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• / ..... <input type="checkbox"/></li> </ul>	<p><b>園外研修出席状況</b> ※研修名、期日を記入する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• スタート研修 4月 11日</li> <li>• 参観研修 5月 19日</li> <li>• カウンセリング研修 11月 6日</li> <li>• 月 日</li> </ul>
対象教諭の振り返り		
園長所見		
<p>本園新規採用教員研修対象者</p> <p>令和 年 月 日</p>		<p>教諭・保育教諭の研修報告書を作成し、提出します。</p> <p>立 園 園長</p>